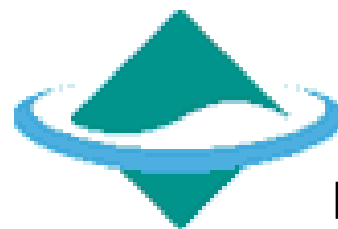


# 資料1

## 平成28年度 発注者支援業務に関する説明会

環境省 福島環境再生事務所  
除染対策第一課



[日時] 平成27年12月16日(水)  
[場所] 福島環境再生事務所  
南庁舎4F大会議室



# 発注者支援業務の契約手続き

## ＜資料構成＞

1. 平成28年度発注者支援業務の方針
2. 平成28年度発注者支援業務の概要
3. 平成28年度発注者支援業務の契約方針
4. 平成28年度発注者支援業務における要件等

福島環境再生事務所  
H27. 12. 16時点

この資料は、福島環境再生事務所ホームページ  
(<http://tohoku.env.go.jp/fukushima/>) に掲載します。  
場合によっては、内容の変更があります。

# 1. 平成28年度発注者支援業務の方針

## 【除染対策第一～三課】

(1) 一般競争入札（総合評価落札方式）で実施する業務

○平成28年度の以下に示す業務においては、一般競争入札（総合評価落札方式）により実施する。

- 除染等工事監督支援業務（除染対策第一課）
- 事後モニタリング業務（除染対策第一課）
- 用地補償総合技術業務（除染対策第二課）
- 仮置場等に係る調査検討及び設計支援等業務  
(除染対策第三課)

## 【除染対策第三課】

(2) 一般競争入札（最低価格落札方式）で実施する業務

○平成28年度の以下に示す業務においては、一般競争入札（最低価格落札方式）により実施する。

- ・ 仮置場等管理業務（除染対策第三課）

## 【放射能汚染廃棄物対策第一課】

(1) 一般競争入札（総合評価落札方式）で実施する業務

○平成28年度の以下に示す業務においては、一般競争入札（総合評価落札方式）により実施する。

- 監督職員等支援業務

## 2. 平成28年度発注者支援業務の概要

区分		業務区分
発注者支援業務	除染対策第一課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除染等工事監督支援業務</li> <li>・ 事後モニタリング業務</li> </ul>
	除染対策第二課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地補償総合技術業務</li> </ul>
	除染対策第三課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場等管理業務</li> <li>・ 仮置場等に係る調査検討 及び設計支援等業務</li> </ul>
	放射能汚染廃棄物対策第一課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督職員等支援業務</li> </ul>

## 【発注及び業務実施期間イメージ】

### 【除染対策第一～二課】

#### ①除染等工事監督支援業務

各市町村毎に1～2業務を発注

業務実施期間：平成28年度4月～平成29年3月（予定）

業務実施期間（イメージ）

H28 4 5 6 . . . . 12 H29 1 2 3

工事監督支援業務

#### ②事後モニタリング業務

各市町村毎に業務を発注

業務実施期間：本体工事終了前に契約し、業務量に応じて工期を設定する。

H28 4 5 6 . . . . 12 H29 1 2 3

工事

事後モニタリング業務

#### ③用地補償総合技術業務

事務所で1件を発注

業務実施期間：平成28年度4月～平成29年3月（予定）

H28 4 5 6 . . . . 12 H29 1 2 3

用地補償総合技術業務

## 【発注及び業務実施期間イメージ】

### 【除染対策第三課】

業務実施期間（イメージ）

#### ④仮置場等管理業務

各支所の管轄市町村毎に業務を発注  
業務実施期間：平成28年度4月～平成29年3月

H28 4 5 6 . . . . 12 H29 1 2 3

仮置場等管理業務

#### ⑤仮置場等に係る調査検討及び設計支援等業務

業務実施期間：平成28年度4月～平成29年3月（予定）

H28 4 5 6 . . . . 12 H29 1 2 3

仮置場等に係る調査検討  
及び設計支援等業務



【発注及び業務実施期間イメージ】

## 【放射能汚染廃棄物対策第一課】

### ⑤監督職員等支援業務

直轄エリア内を南北に分け、業務を発注（計2業務）  
業務実施期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

業務実施期間（イメージ）

H28 4 5 6 . . . . 12 H29 1 2 3

監督職員等支援業務

## ＜発注者支援業務：除染対策第一～三課＞

区分	主な業務内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>除染等工事監督支援業務</li> </ul>	<p>除染等工事監督職員の補助（現場立会による各種施工管理状況や安全管理状況の確認等）、新工種の単価作成、数量総括表の精査、設計変更のための資料作成支援、工程・進捗管理支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事後モニタリング業務</li> </ul>	<p>除染作業終了後の放射線量の把握、放射線量が高い地点に対する措置等に係る専門家へのヒアリング及び重点調査地点の抽出・測定、関係人への測定結果報告、住民説明会への報告</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>用地補償総合技術業務</li> </ul>	<p>仮置場の確保及び延長に係る用地交渉業務、交渉用資料作成業務、権利関係調査</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場等管理業務</li> </ul>	<p>巡回、環境モニタリング、環境整備、異常や災害時の応急対応</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場等に係る調査検討及び設計支援等業務</li> </ul>	<p>仮置場等に係る情報の整理・分析・管理、仮置場等における要注意事象の発生原因の特定及び改善手法検討、改善措置に係る調査・測量・実施設計業務への支援、仮置場の構造・工法・管理方法の検討、新設仮置場等の事前調査及び設計内容の照査支援、仮置場等からの除去土壌等の搬出方法及び搬出に伴う必要措置の検討、仮置場等の現状回復方法の検討、検討会の実施</p>

## <発注者支援業務：放射能汚染廃棄物対策第一課>

区分	主な業務内容
• 監督職員等支援業務	廃対一課で行う業務及び工事の監督職員等への支援・補助及び設計変更に伴う資料作成

### 3. 平成28年度発注者支援業務の契約方針

#### (1) 応募要件等

平成28年度発注者支援業務においては、業務に必要なとなる技術力の確保を図るための要件とする。

##### 1) 企業及び管理技術者に求める実績要件

- 同種・類似業務の実績は応募要件としない。
- 総合評価において、同種・類似業務を評価する場合、同種・類似業務は入札説明書に示す。

## 2) 管理技術者に求める資格要件

- 一般的に認知されている資格により参加を可能としている。

## 3) 中立性要件

- 発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

※詳細は入札説明書に定める。

### (3) スケジュール

- ◆業務内容・応募要件等に関する説明会の開催
  - ※12月16日(水) 南庁舎4F大会議室
- ◆発注の見通しの公表(予定)
  - ※12月25日(金) 報道発表、HP公表
- ◆入札手続き開始の公告
  - ※1月上旬～を予定
- ◆入札・開札
  - ※2月中旬～を予定
- ◆履行開始
  - ※4月1日以降

## (4) 情報提供の拡充

### 1) 民間事業者向け説明会の開催

- 契約方法や応募要件の内容等の情報提供を行うため、入札公告等に先立ち企業者向けの説明会を開催

### 2) 入札公告に掲載する情報の充実

- 福島環境再生事務所ホームページに発注者支援業務関連の情報提供を随時行う。

<http://tohoku.env.go.jp/fukushima/>

## 4. 平成28年度発注者支援業務における要件等

### (1) 競争参加申請書の提出者に対する要件

#### (ア) 中立・公平性に関する要件：除染対策第一～三課

業務区分	要件
除染等工事監督支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に関する参加資格要件 「業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。」</li> <li>・ 工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。」</li> </ul>
事後モニタリング業務	要件を付さない
用地補償総合技術業務	要件を付さない
仮置場等管理業務	要件を付さない
仮置場等に係る調査検討及び設計支援等業務	要件を付さない



## (ア) 中立・公平性に関する要件：放射能汚染廃棄物対策第一課

業務区分	要件
監督職員等支援業務	<p>○下記の者は当支援業務の入札に参加できない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 汚染廃棄物対策地域内において行われている廃棄物関連の業務又は工事のうち、当業務が対象とする市町村の業務及び工事を受注又は受託している者 (なお、除染工事及び除染工事に付帯する業務又は工事、並びに当支援業務を除く。)</li> <li>2) 上記1の者と資本面・人事面で関係がある者</li> </ol> <p>○受注後の制限事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受注後は上記の制限内容が継続適用される。</li> <li>2) 新規で発注する業務又は工事についても、同様に制限を受ける場合がある。</li> </ol>

## (イ) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格申請書を提出する者は、福島環境再生事務所及び対象となる業務地を管轄する支所に出頭できる体制を取ること。

支所	管轄市町村
県北支所（福島市）	飯館村、川俣町
県中・県南支所（郡山市）	富岡町、葛尾村、田村市、双葉町
浜通り北支所（南相馬市）	浪江町、南相馬市
浜通り南支所（広野町）	川内村、楢葉町
会津支所（会津若松市）	大熊町

※詳細は特記仕様書による。

## (2) 配置予定管理技術者に対する要件

### (ア) 予定管理技術者の資格等：除染対策第一～二課

業務種別	記載内容
除染等工事監督支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者に限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とする者に限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」若しくは「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。））</li> <li>・1級土木施工管理技士</li> <li>・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）</li> <li>・発注者が同等の資格と認めるもの</li> </ul>
事後モニタリング業務	要件を付さない
用地補償総合技術業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合補償部門に係る補償業務管理者</li> <li>・補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</li> <li>・発注者が同等の資格を有すると認めるもの</li> </ul>

## (ア) 予定管理技術者の資格等：除染対策第三課

業務種別	記載内容
仮置場等管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術士（環境、建設、衛生工学又は総合技術監理部門の内、業務に該当する専門科目）</li> <li>• RCCM（建設環境部門、廃棄物部門）</li> <li>• 第1種又は第2種放射線取扱主任者</li> </ul>
仮置場等に係る調査検討及び設計支援等業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術士（建設、衛生工学、農業、森林又は総合技術監理部門の内、業務に該当する選択科目）</li> <li>• 博士(工学)</li> <li>• 1級土木施工管理技士</li> <li>• 農業土木技術管理士</li> <li>• RCCM（技術士と同様の部門）</li> </ul>

## (ア) 予定管理技術者の資格等：放射能汚染廃棄物対策第一課

発注予定業務	資格要件（下記のいずれかとする）
①監督職員等支援業務	<ul style="list-style-type: none"><li>• 技術士（次のいずれか：建設（全選択科目）、衛生工学（廃棄物管理）又は総合技術監理部門（建設部門又は「廃棄物管理」とする者に限る。））</li><li>• 1級土木施工管理技士</li><li>• 1級建築施工管理技士</li><li>• RCCM（技術士と同様の部門）</li></ul>

### (3) 担当技術者に対する要件

担当技術者の資格要件については、特記仕様書に記載します。

<【参考】除染等工事監督支援業務:担当技術者に対する資格要件>

業務種別	資格要件
除染等工事監督支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者に限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とする者に限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」に係わるもの若しくは「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。））</li> <li>・技術士補（技術士と同様の部門に限る）</li> <li>・一級又は二級土木施工管理技士</li> <li>・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）</li> <li>・平成17年度以降に土木工事又は土木関係建設コンサルタント業務の実務経験が3年以上の者 (次ページに続く)</li> </ul>

業務種別	資格要件
<p>除染等工事監督支援業務 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省発注の除染等工事監督支援業務又は福島県内の市町村が発注する除染工事・業務の監理、監督に係る業務の実務経験が6ヶ月以上の者</li> <li>・ 第1種放射線取扱主任者免状若しくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者又は次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者             <ol style="list-style-type: none"> <li>①独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎過程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧R I・放射線初級コース、旧RI・放射線上級コース</li> <li>②独立行政法人放射線医学総合研究所が行う放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課</li> <li>③日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース</li> <li>④公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座</li> <li>⑤原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習</li> <li>⑥厚生労働省委託「原発事故からの復旧・復興従事者の適切な放射線管理指導事業」における「管理者教育」</li> </ol> </li> <li>・ 環境省発注の除染等工事又は除染関連業務における6ヶ月以上の放射線測定業務経験者</li> </ul> <p>※資格要件によっては配置上限数があるので、入札説明書を必ず確認すること。</p>

## (4) 総合評価項目

### ①配置予定担当技術者の実績

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価する。

### ②技術提案

的確性：必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価

### ③履行確実性の評価

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を実施。



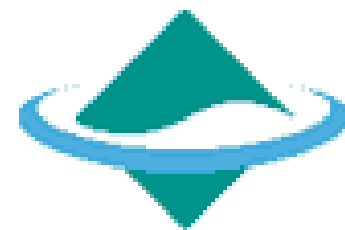
## (5) 業務に必要な物品・消耗品等

- ①業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。
- ②詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。

## 資料2-①

平成28年度  
発注者支援業務に関する説明会  
「工事監督支援業務」について

環境省 福島環境再生事務所  
除染対策第一課



# 資料構成

1. 業務概要
2. 連絡系統
3. 業務内容
4. 業務実施の達成目標
5. 業務実施のための参考図書
6. 成果品

# 1. 業務概要

## 業務の目的

除染等工事監督職員が円滑かつ的確に除染等工事の契約事項の履行確認ができ、的確に除染等工事受注者との協議ができるよう支援すること

## 業務の概要

- 除染等工事監督職員の補助（現場立会等）
- 新工種の単価作成
- 数量総括表の精査
- 設計変更のための資料作成支援
- 工程、進捗管理支援

# 工事監督支援業務の概要

工事発注

【発注者】 施工業者との協議

工事監督支援業務

- 【業務受託者】
- ・除染等工事監督職員の補助(現場立会等)
  - ・新工種の単価作成
  - ・数量総括表の精査
  - ・設計変更のための資料作成支援
  - ・工程、進捗管理支援

【発注者】 工事完成検査

目的物の引き渡し

農地深耕作業前深耕深確認

業務受託者



土のう数量確認

業務受託者



除染後線量確認

業務受託者



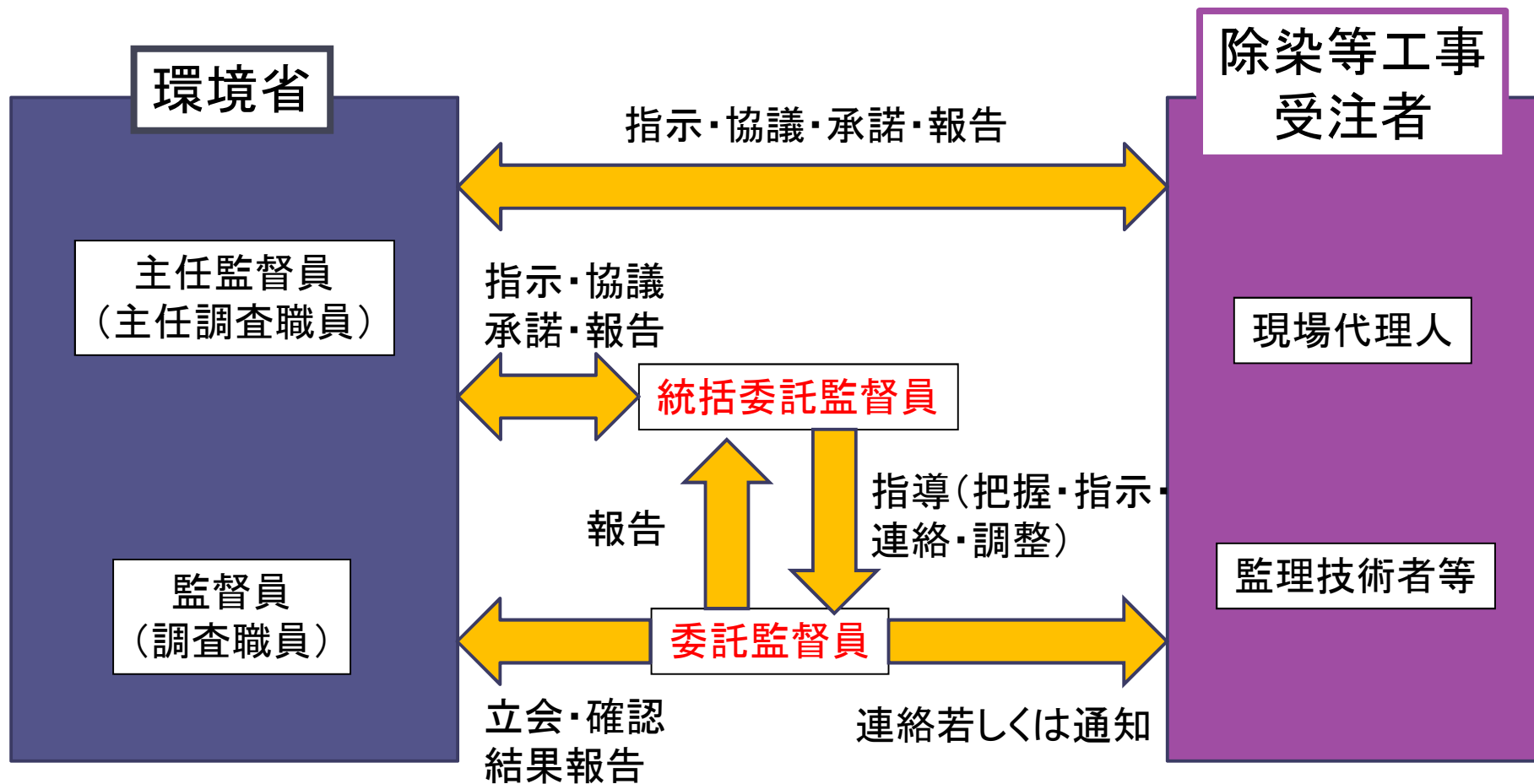
検収立会

業務受託者



## 2. 連絡系統

※工事監督支援業務の主任調査職員、調査職員は工事の主任監督員、監督員と同一である。

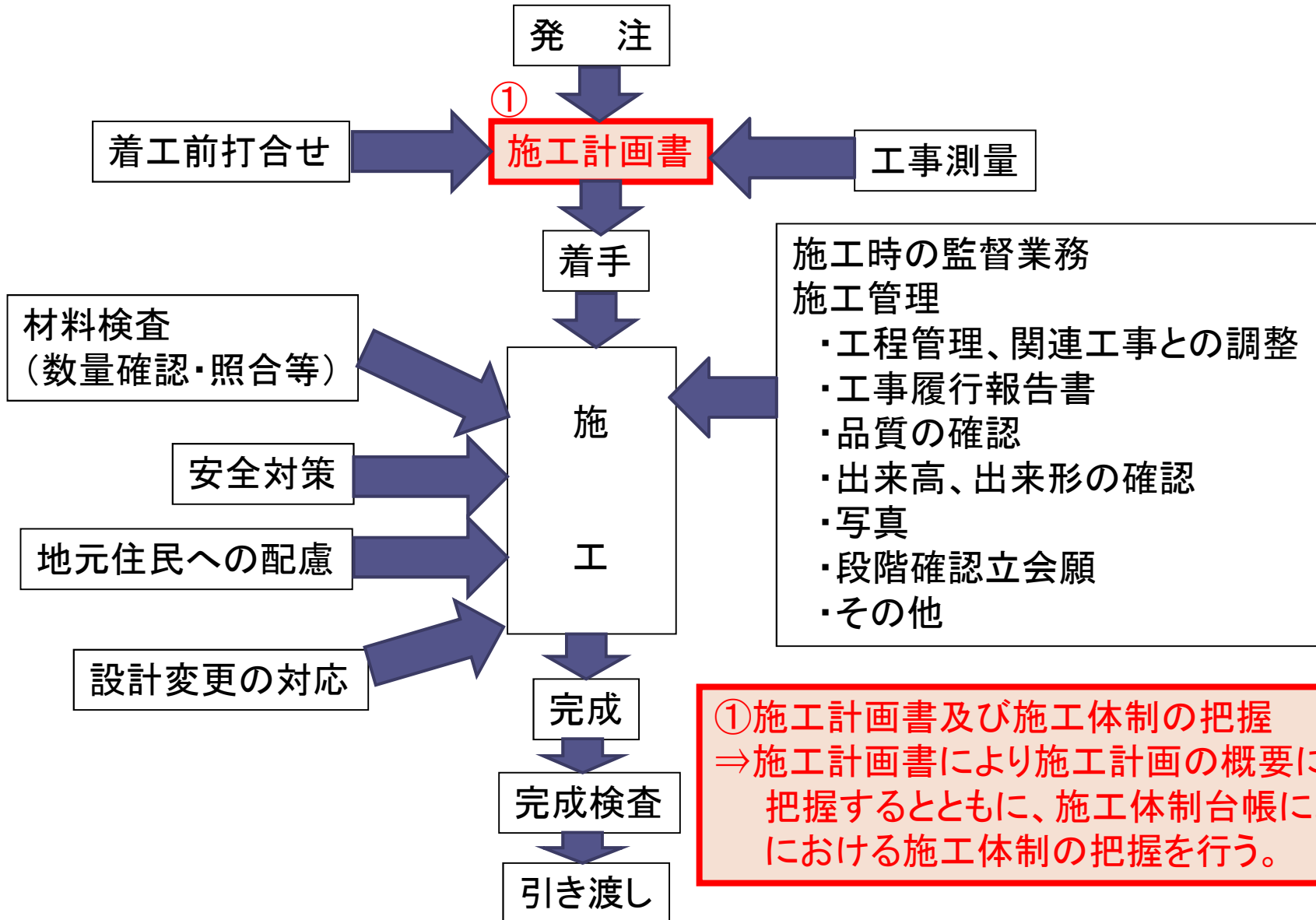


※委託監督員は、統括委託監督員に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

## 【守秘義務】

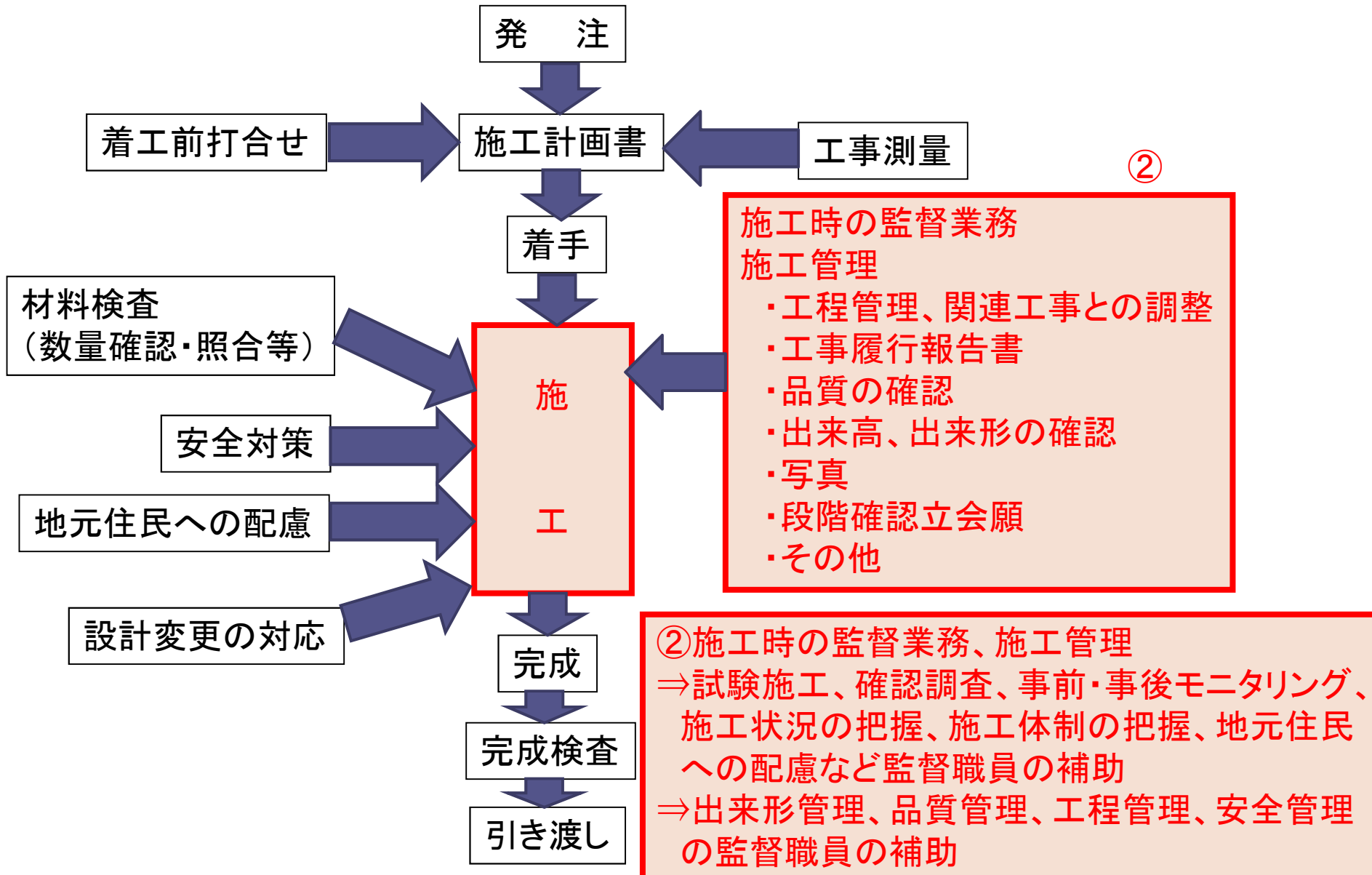
- (1) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の結果（本業務の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を施工計画書に記載される者以外には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を本業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- (6) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報について、本業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受注者は、本業務の遂行において貸与された情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

### 3. 業務内容 ①施工計画及び施工体制の把握

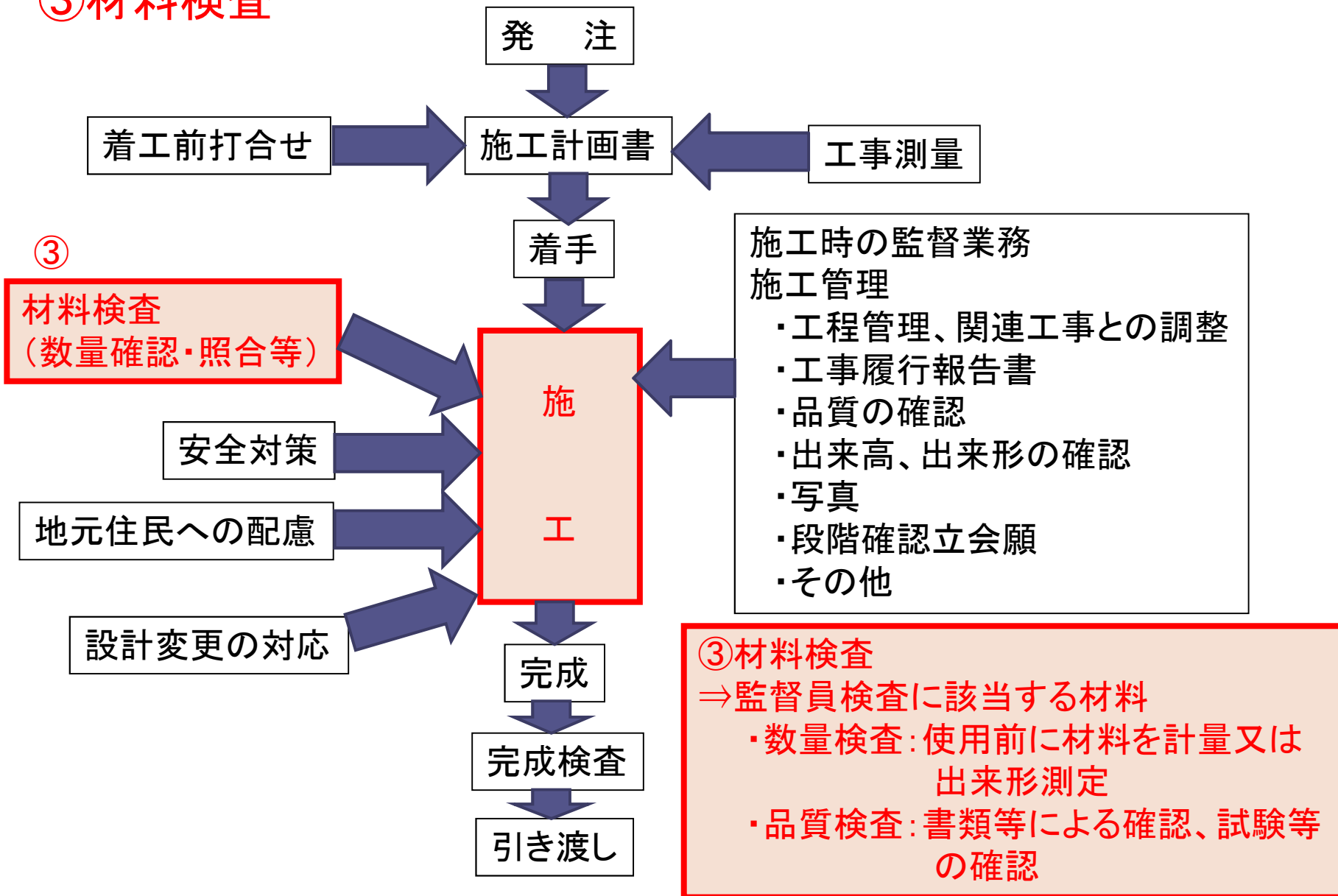




## ②施工時の監督業務、施工管理

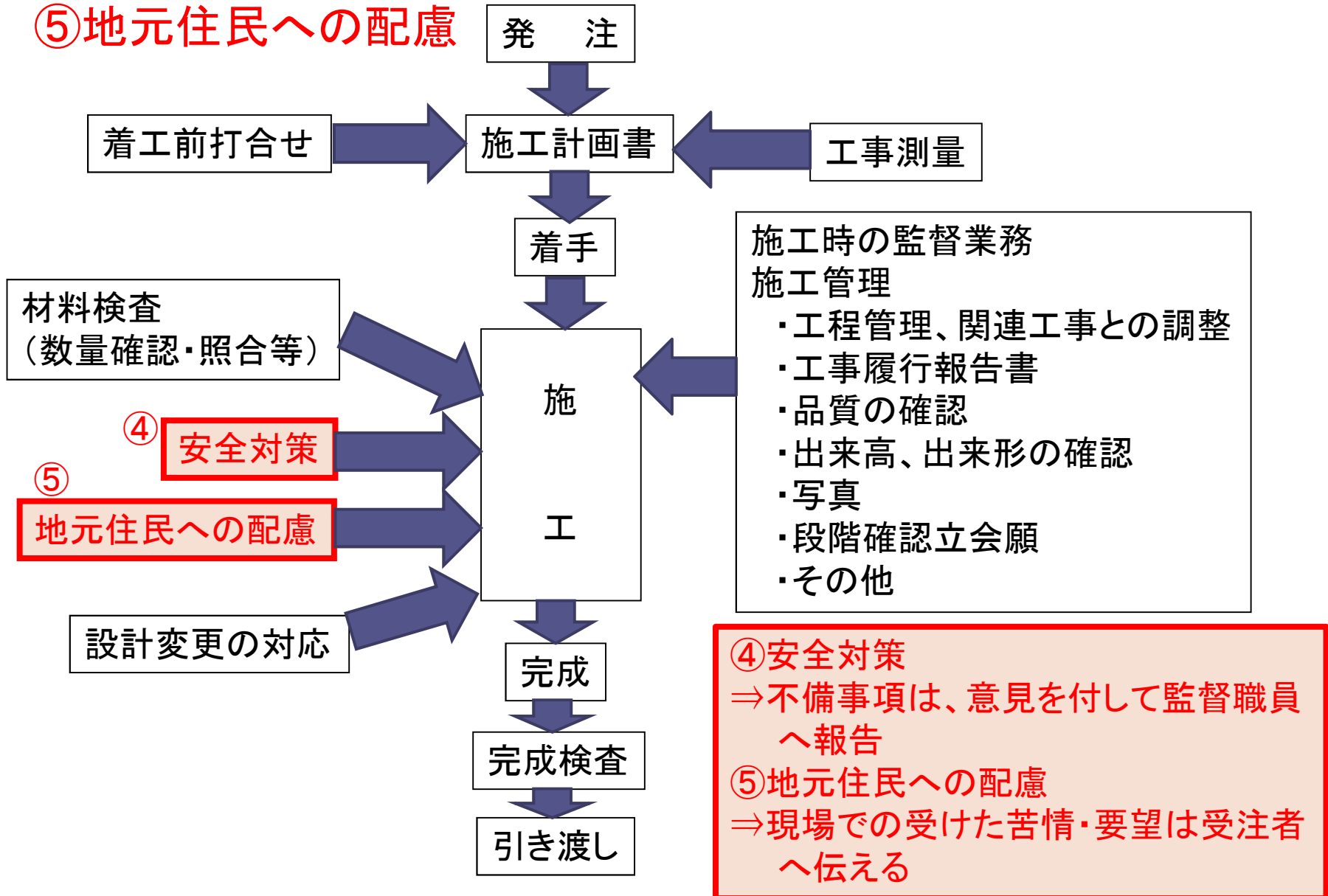


### ③材料検査

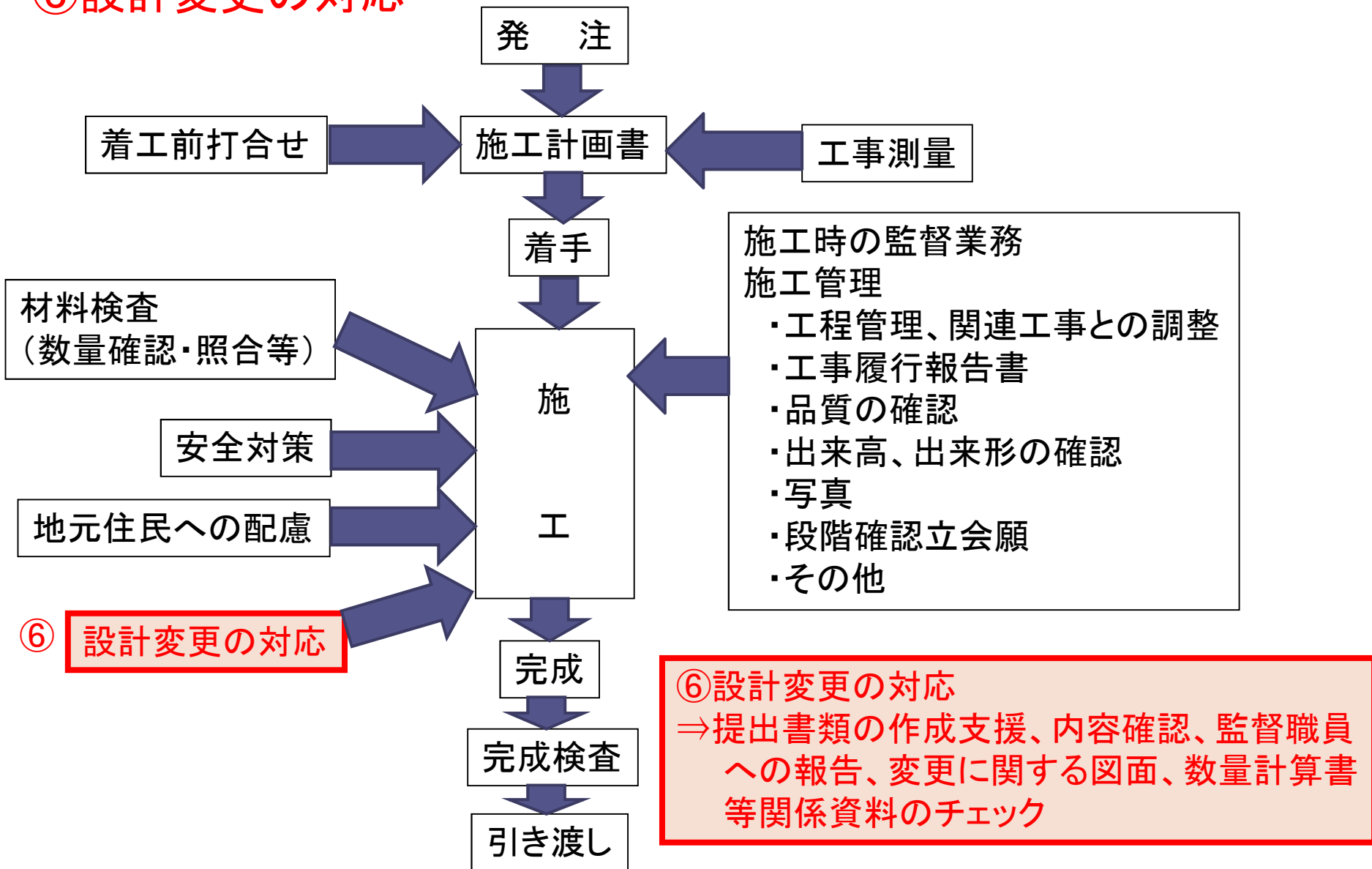


## ④安全対策

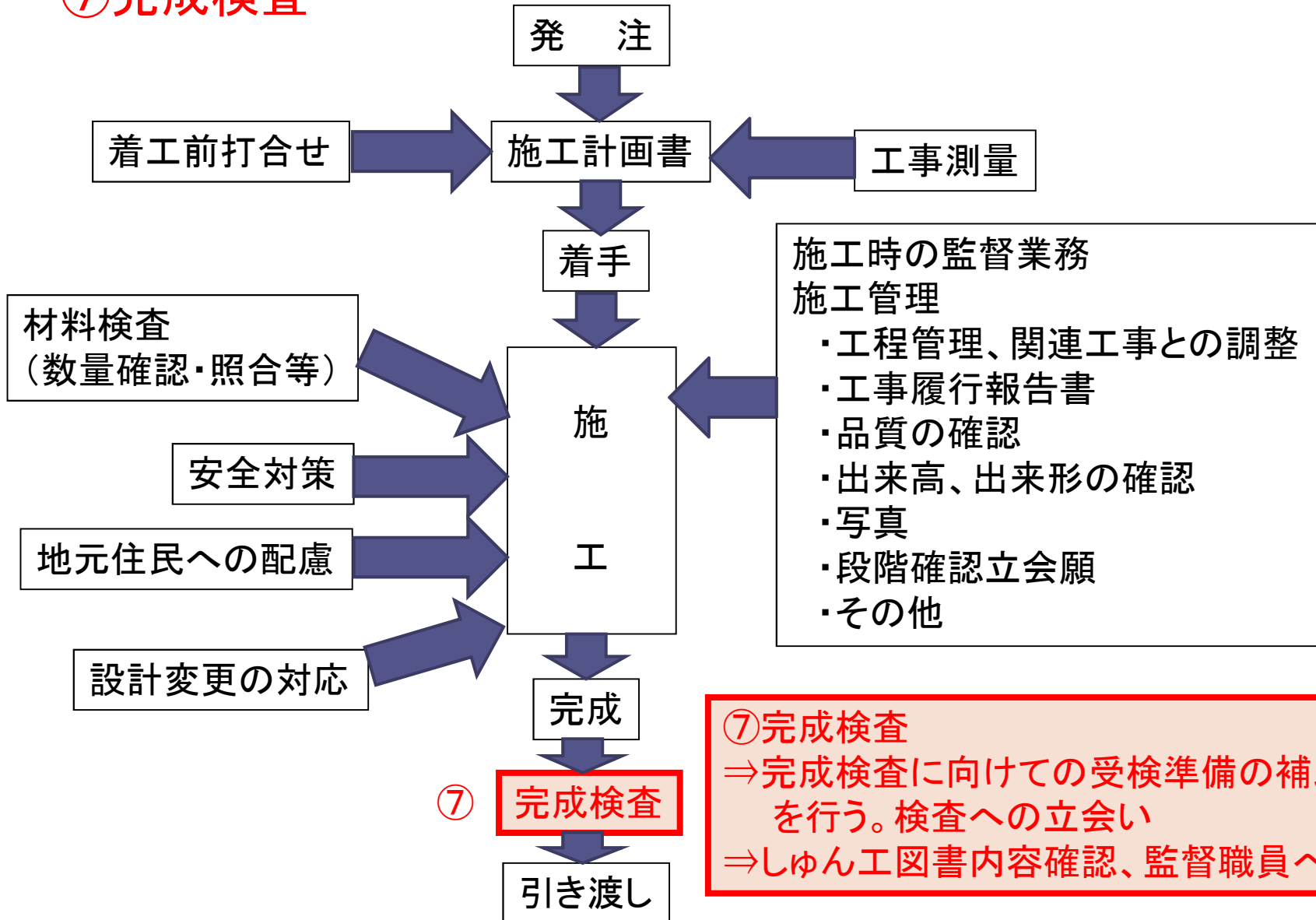
## ⑤地元住民への配慮



## ⑥設計変更の対応



## ⑦完成検査



## ⑧その他

### 1. 条件変更等

受注者は、作業の実施に当たり、次に示す該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに調査職員に連絡し、その確認を請求しなければならない。

- 1) 図面及び仕様書が一致しないこと。
- 2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- 4) 作業現場の形状、地質、湧水等の状態、作業実施上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な実施条件と実際の作業現場が一致しないこと。
- 5) 設計図書で明示されていない作業実施条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

### 2. 周辺住民との調整

- 1) 受注者は、作業の実施に当たり、周辺住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 2) 受注者は、地元関係者等から作業の実施に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3) 受注者は、作業の実施上必要な地方公共団体、周辺住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、受注者は、交渉に先立ち調査職員に報告するとともに、誠意をもって対応しなければならない。
- 4) 受注者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により記録にしておくとともに、状況を随時調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

## 4. 業務実施の達成目標

業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。

- (1) 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成関係
  - ・指定された業務内容を実施し、提示された様式、条件が適確に踏まえていること。
- (2) 請負工事の施工状況の照合等
  - 1) 業務の実施にあたっては、「除染等工事監督マニュアル」等を十分理解し、適正に実施すること。
  - 2) 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
  - 3) 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
  - 4) 委託監督員は、統括委託監督員に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。
- (3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
  - 指定された業務内容を実施し、発注担当部署から示された様式、条件が適確に踏まえていること。
- (4) 工事完成検査への臨場
  - 工事完成時の完成検査に臨場すること。
- (5) その他
  - 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

## 5. 業務実施のための参考図書

業務の実施にあたって、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、以下の基準等を参考に、適正な履行に努めなければならない。

- ①除染等工事共通仕様書(第8版)
- ②除染等工事監督マニュアルVer.1.2(平成27年4月)
- ③除染関係ガイドライン第2版(平成25年5月)
- ④廃棄物関係ガイドライン第2版(平成25年3月)
- ⑤除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第8版)



## 6. 成果品（報告すべき事項）

### (1) 報告

1) 受注者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

①実施した業務の内容

②その他必要事項

2) 業務完了時において、業務の対象となる工事が継続している、若しくは対外調整が未了であるなど、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を記載した、引き継ぎ事項書として提出するものとする。

・業務実施に当たり留意すべき点

（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等）

・業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

### (2) 成果品

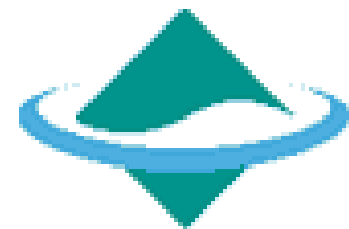
業務完了時に提出する成果品は、以下のものとする。

・(1)で提出された報告書

## 資料2-②

平成28年度  
発注者支援業務に関する説明会  
「事後モニタリング業務」について

環境省 福島環境再生事務所  
除染対策第一課



# 資料構成

1. 業務概要
2. 業務内容

# 1. 業務概要

## 業務の目的

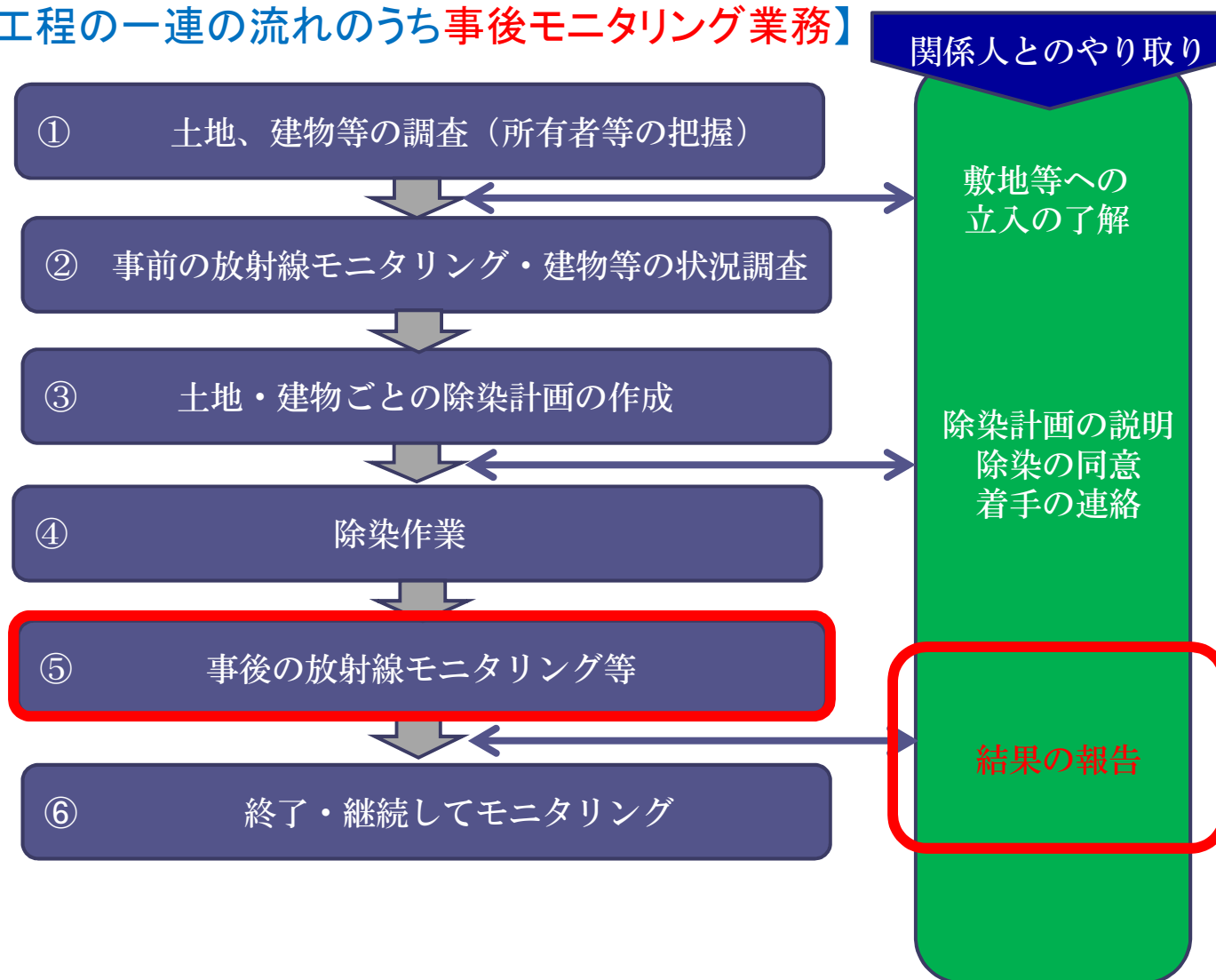
本業務は、除染作業実施後の放射線量の把握等を実施する。本格除染作業を実施した地域内において、空間線量率の測定を行うとともに、その結果を関係人に報告する。

## 業務の内容

- ①放射線モニタリング調査
- ②測定結果の報告
- ③関係人等からの質疑等への対応
- ④説明会等対応支援

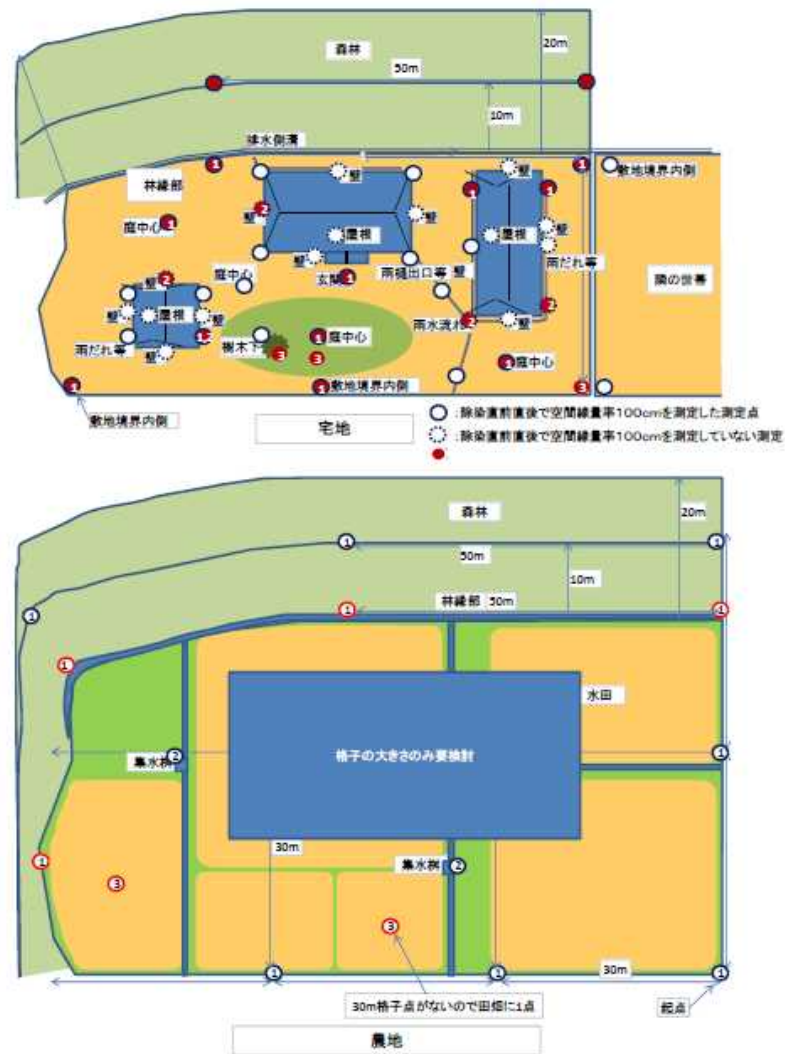
## 2. 業務内容

【除染工程の一連の流れのうち事後モニタリング業務】



## ①放射線モニタリング調査

- 放射線モニタリング調査は、調査区域内の公有地・私有地に立ち入って行う。
- 測定点を地図上に図示し、作業実施計画として作成し、調査職員の了解を得る。
- 測定点において、除染関係ガイドラインに従い、空間線量率（高さ1 mおよび高さ1 cm）を測定し、その結果を記録する。
- 調査には、線量測定・管理に関するシステムを用いて情報の一元管理を行う。



測定点設置例

## 事後モニタリング地点設定の考え方

### 1. 土地の空間線量評価のため測定点

宅地・学校 大型施設	校庭・公園	道路等	農地等（田畑、 果樹園、牧草地）	森林	草地等
除染直前、 直後に測定 した箇所の一 部	30m格子 毎に1点 林縁部で 50m格子 毎に1点	路面中央、側 溝片側、歩道 片側、林縁に 沿って60m 毎各1点	30m格子毎に1点、 または田畑1枚に1 点 林縁部で50m格子 毎に1点	林縁から 10m入っ た場所で 50m毎に 1点	30m格子毎に1 点 林縁部で50m格 子毎に1点

### 2. 高線量部位の経過観察のための測定点

宅地・学校 大型施設	校庭・公園	道路等	農地等（田畑、 果樹園、牧草地）
除染直前、直後に測 定した箇所のうち線 量の高かった最大6 点	除染直前、直後に測定 した箇所のうち線量 の高かった箇所を200 0m <sup>2</sup> に2点程度	除染直前、直後に測定 した箇所のうち線量 の高かった点を300m <sup>2</sup> に2点程度	除染直前、直後に測定し た箇所のうち線量の高 かった点を2000m <sup>2</sup> に 2点程度

### 3. 住民要望による測定点

- ・住民からの要望があった場合、住民の希望する箇所

## ②測定結果の報告

- 関係人に対して、調査職員が示す測定結果の報告に係る手引きに従い、現場での対面による説明等、測定結果の報告に係る必要な措置を講じる。
- 調査職員が示す報告書の様式に従い、測定結果報告書を報告対象関係人ごとに作成し、調査職員の了解を得る。
- 測定結果報告書へ掲載する測定点図は、原則、航空写真を使用する。
- 別途提供する関係人の名簿に基づき、報告対象関係人に測定結果報告書を郵送等の方法により送付する。
- 報告対象関係人から測定結果報告書について質問等があった場合に対応するとともに、現地説明の希望があった場合は、電話等の方法で、現地説明の日時について調整を行う。



# 事後モニタリング結果報告書

# 放射線測定記録<地表>

事後モニタリング結果報告書

放射線測定記録<地表>

行政区名	●●行政区	管理番号	XXXXXXX
地種者名			
所在地			
測定日 (天候)	除染前	平成yy年mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)	
	除染後	平成yy年mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)	
	今回	平成yy年mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)	

今回測定の高さの放射線量(μSv/h)測定位置<地表>



備考欄 凡例に合わせて航空写真上に測定点や範囲などを記載し、凡例にない記号等を利用する場合、又は凡例を利用しない場合は、必ずそれらの凡例を追加、削除すること

測定番号	対象番号→	対象物	測定点種別*	空間線量率100cm高			備考	測定点番号	
				除染前	除染後	今回			
1	●	未舗装面	◆	0.61	0.58	0.21	5	66	草、芝
4	●	未舗装面	◆	0.94	0.62	0.19	34	80	植栽
5	●	未舗装面	◆	0.72	0.43	0.24	40	67	砂利
6	●	舗装面	◆	0.59	0.18	0.14	69	76	玄関
7	●	未舗装面	◆	0.84	0.61	0.28	27	67	砂利
8	●	未舗装面	◆	1.20	0.30	0.19	75	84	砂利
11	●	舗装面	◆	0.88	0.44	0.20	50	77	アスファルト
12	●	未舗装面	◆	1.13	0.79	0.46	30	58	樹木
13	●	舗装面	◆	-	-	0.10	-	-	アスファルト(〇町測定希望)
16	●	未舗装面	◆	-	-	0.28	-	-	砂利(関係人測定希望)

対象物は測定対象(中分類)を入力すること

対象番号が複数存在しない場合、印刷時に非表示としてもよい。

備考欄に地点表面、測定対象(小分類)を入力追加測定がある場合は( )に理由を記入

測定番号、対象番号は航空写真上に記載する番号と一致すること

測定点番号欄は印刷時は非表示とする。(シークレットシールドとの紐付けに使用)

\*対象番号: 英大文字は建造物を示し、英小文字は地面など建造物以外を指示  
 \*測定点種別: ◆は除染ガイドラインに準拠した庭等の屋外で、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等(生活空間)における平均的な線量率を把握するための測定点を示し、空白はそれ以外の測定点を示す  
 \*測定値(μSv/h): 対象物近傍を測定した空間線量率の値

# 2回目事後モニタリング結果報告書

# 放射線測定記録<地表>

2回目事後モニタリング結果報告書

放射線測定記録<地表>

行政区名	●●行政区	管理番号	XXXXXXX
地籍番号			
所在地			
測定日 (天候)	除染前	平成yy年mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)	
	除染後	平成yy年mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)	
	前回	平成yy年mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)	
	今回	平成yy年mm月dd日(晴れ)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)、mm月dd日(曇り)	

今回測定の高さの放射線量(μSv/h)測定位置<地表>



【測定点凡例<今回の空間線量率:地上1m(μSv/h)>

● 0.23以下	● 0.5より大きく0.75以下	● 1.0より大きく3.6以下
● 0.23より大きく0.5以下	● 0.75より大きく1.0以下	● 3.6より大きい

凡例  
 数字: 測定番号  
 英大文字: 建造物の対象番号    □: 報告書の対象とする敷地範囲内の建造物  
 英小文字: 建造物以外の対象番号    □: 報告書の対象とする敷地範囲

備考欄  
 凡例に合わせて航空写真上に測定点や範囲などを記載し、凡例にない記号等を利用する場合、又は凡例を利用しない場合は、必ずそれらの凡例を追加、削除すること

測定番号	対象番号*	対象物	測定点種別*	測定値(μSv/h)*				低減率(%)			備考	測定点番号
				除染前	除染後	前回	今回	(除染前-除染後)	(除染前-前回)	(前回-今回)		
1	+	未舗装面	◆	0.61	0.58	0.21	0.19	5	69	69	草、芝 植栽 砂利 芝地 砂利 砂利 アスファルト 樹木 アスファルト(〇〇所測定希望) 砂利(樹匠人測定希望)	測定点番号
4	+	未舗装面	◆	0.94	0.62	0.19	0.18	34	81	9		
5	+	未舗装面	◆	0.72	0.43	0.24	0.23	40	68	68		
6	+	舗装面	◆	0.59	0.18	0.14	0.14	69	76	76		
7	+	未舗装面	◆	0.84	0.61	0.28	0.27	27	68	68		
8	+	未舗装面	◆	1.20	0.30	0.19	0.18	75	85	85		
11	+	舗装面	◆	0.88	0.44	0.20	0.19	50	78	79		
12	+	未舗装面	◆	1.13	0.79	0.46	0.45	30	60	60		
13	+	舗装面	◆	-	-	0.10	0.10	-	-	-		
16	+	未舗装面	◆	-	-	0.28	0.27	-	-	-		

対象物は測定対象(中分類)を入力すること

対象番号が複数存在しない場合、印刷時に非表示としてもよい。

備考欄に地点表面、測定対象(小分類)を入力追加測定がある場合は( )に理由を記入

測定番号、対象番号は航空写真上に記載する番号と一致すること

測定点番号欄は印刷時は非表示とする。(シークレットシェアとの紐付けに使用)

\*対象番号: 英大文字は建造物を示し、英小文字は地面など建造物以外を示す  
 \*測定点種別: ◆は除染前(分等)に準拠した直等の屋外で、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等(生活空間)における平均的な線量率を把握するための測定点を示し、空白はそれ以外の測定点を示す  
 \*測定値(μSv/h): 対象物近傍を測定した空間線量率の値

### ③関係人等からの質疑等への対応

- 本業務に係る事項について、関係人等からの電話等で寄せられる立会希望や質問等に対して随時対応できる体制を構築する。

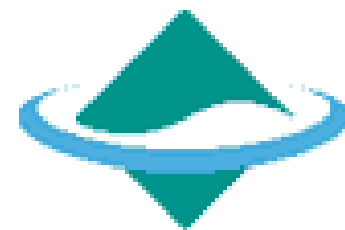
## ④説明会等対応支援

- 国または関係自治体が主催する住民説明会用資料作成支援を行う。
- 調査職員の指示があった場合の説明会に参加及び議事内容の記録を行う。

平成28年度  
発注者支援業務に関する説明会  
「用地補償総合技術業務」  
について

資料3

環境省 福島環境再生事務所  
除染対策第二課



# 資料構成

1. 業務概要
2. 業務内容
3. 各業務段階の達成目標
4. 成果品
5. 業務評価
6. その他注意事項
7. 入札参加条件

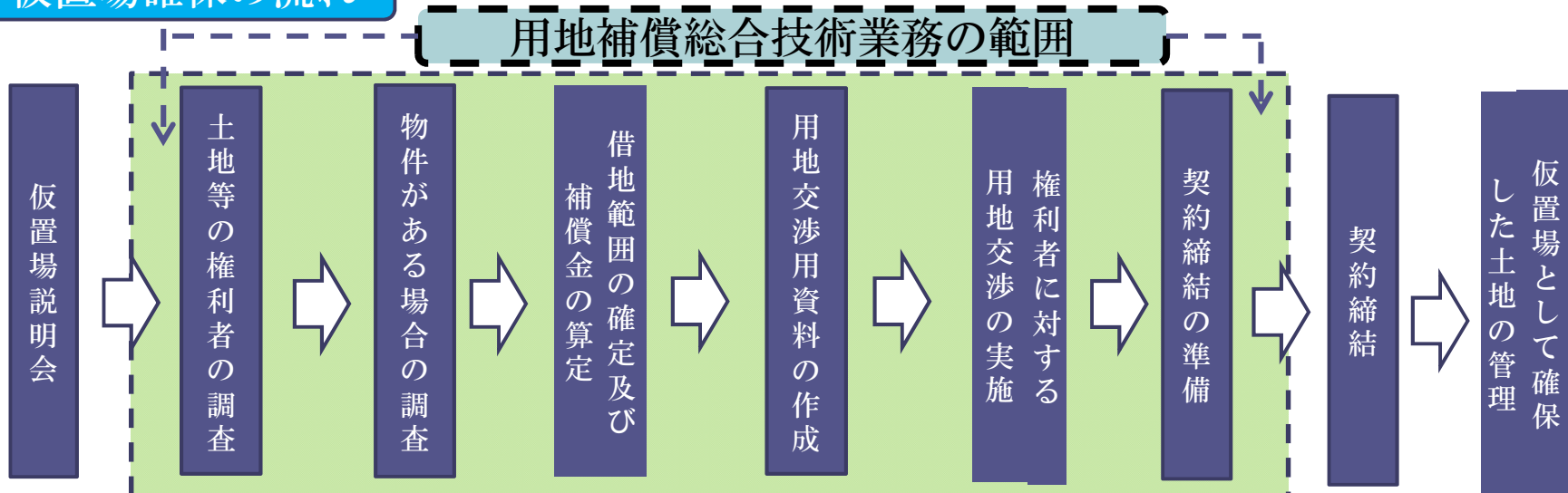
# 1. 業務概要

## 業務の目的・必要性

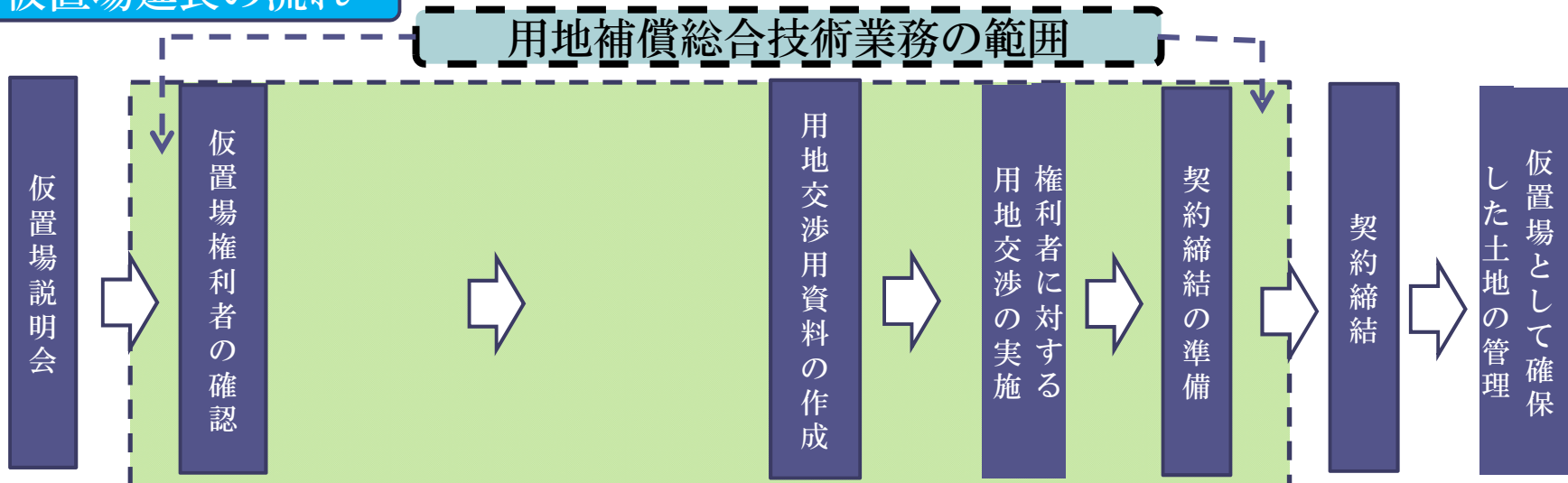
- 除染を実施するためには、仮置場の確保することが不可欠である。
- 本業務は、仮置場に必要土地の確保及び確保した土地の借地期間の延長及び、これに伴う補償に関する用地交渉等を行い、除染業務の円滑化を図るものである。

# 具体的な業務

## 仮置場確保の流れ



## 仮置場延長の流れ

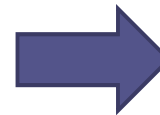




## 2. 業務内容

- 概況ヒアリング等
- 現地踏査等
- 関係権利者の特定
- 補償金明細表の作成
- 用地交渉方針の策定及び用地交渉用資料の作成
- 権利者に対する用地交渉

- ・「仮置場設置についてのお願い」  
「仮置場延長についてのお願い」の  
説明及び確認
- ・損失補償協議書の説明
- ・補償契約書案の説明及び契約の承諾



用地交渉については、  
交渉段階に応じた区分  
化がなされている

- 用地交渉後の措置
- その他の業務（資料作成整理等）

## 3. 各業務段階の達成目標①

### 1. 概況ヒアリング及び現地踏査等

現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、適正に履行する。

### 2. 関係権利者の特定及び補償額明細表の作成等

権利者の特定及び補償内容の確認を適正に行うとともに、補償金明細表の作成を適正に行う。

### 3. 用地交渉方針の策定及び用地交渉用資料の作成

現地の現況等を踏まえた交渉方針を策定するとともに、権利者毎に用地交渉用資料を作成し、職員との協議を適正に行う。

### 4. 権利者に対する用地交渉

権利者に面接し、「仮置場設置についてのお願い」「仮置場延長についてのお願い」、補償契約書案の説明及び契約の承諾を受けよう各段階毎に適正に用地交渉を行う。

## 3. 各業務段階の達成目標②

### 5. 用地交渉後の措置

用地交渉毎に用地交渉記録簿を適正に作成するとともに、権利者において説明への理解又は交渉が困難となる要因等が確認された場合には適正に職員へ報告し、指示を受ける。

### 6. その他

権利者から仮置場設置に関して必要となる情報提供の依頼があった場合には職員と協議のうえ、適切に情報提供を行う。

業務が完了した場合には、業務毎の交渉経緯、交渉状況を記載した記録簿を適正に作成する。

## 4. 成果物等

### 成果物

- ①補償金明細表
- ②用地補償総合技術業務協議書
- ③権利者から確認を得た確約書の写し
- ④権利者へ交付及び説明した「仮置場設置についてのお願い」「仮置場延長についてのお願い」の写し
- ⑤権利者の署名押印済みの補償契約書の写し
- ⑥用地交渉記録簿
- ⑦用地補償総合技術業務日報

### その他受注者が行う事項

#### 業務実施報告書

書面で提出

- ・実施した業務の内容
- ・その他必要事項

#### 業務完了時に継続して処理すべき事項のある場合

業務完了時に書面で提出

- ・権利者との交渉の経緯等
- ・権利者との交渉状況等

## 5. 業務評価

### 業務の執行状況に係る評価項目

- ・ 専門技術力

- ① 目的と内容の理解
- ② 的確な履行
- ③ 業務目標の達成度

+

- ・ 取組姿勢

- ① 責任感、積極性、倫理観

- ・ 管理技術力

+

- ① 業務実施体制の的確性
- ② 打合せの理解度
- ③ 指揮系統の迅速性、確実性
- ④ 書類の記録整理の適格性

### 業務執行上の過失等に係る評価項目

- ・ 業務執行上の過失
- ・ 中立性、公平性に係る過失
- ・ 守秘性に係る過失

## 6. その他注意事項

### 業務実施場所等

業務履行に当たっては、業務履行場所など自己の責任において用意することとなる。

- 業務履行場所（庁舎の貸与はしない）
- 移動手段
- 物品、消耗品 など

# 7. 入札参加条件等

## 企業についての要件

- ・「補償コン登録規程」に基づく総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門及び補償関連部門の3部門全ての登録部門において登録

## 配置予定主任担当者についての要件

- ・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務経験を有する者

- ・補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務経験を有する者

- ・「補償コン登録規程」に基づく総合補償部門に係る補償業務管理者

- ・総合補償部門に登録された補償業務管理士

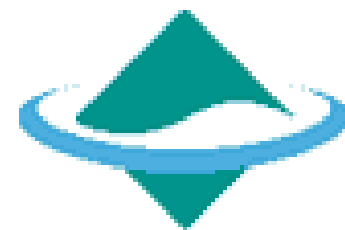
- ・土地調査部門、土地評価部門及び補償関連部門の3部門すべてにおいて登録された補償業務管理士

※補償業務管理士とは、（一社）日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されているものをいう。

## 資料4-①

平成28年度  
発注者支援業務に関する説明会  
「仮置場等管理業務」について

環境省 福島環境再生事務所  
除染対策第三課





# 資料構成

1. 業務概要
2. 業務内容

# 1. 業務概要

## 業務の目的

本業務は、汚染土壌等、除染廃棄物等の保管を行う仮置場等について、常時良好な状態に保たれるよう状況を把握し、異常時には適宜の措置を講ずる。また、災害時における応急措置等を適切に実施するための体制構築を図る。

## 業務の内容

- ①管理対象仮置場等の巡回点検（温度、CO濃度の測定）
- ②管理対象仮置場等の環境モニタリング
- ③管理対象仮置場等の環境整備
- ④管理対象仮置場等の異常や災害等への応急対応等  
（全体管理対象仮置場等数：約300箇所、契約件数：5件）

## 2. 業務内容

### ①管理対象仮置場等の巡回点検

- 通常巡回点検

⇒管理対象仮置場等の状況を把握するため、週に1度、管理対象仮置場等の遮蔽措置、飛散防止措置、雨水等の進入防止措置、流出防止措置、立入制限措置、付帯施設等について異常がないか点検を行う。

- 異常気象時等巡回点検

⇒台風、豪雨、火災（近接箇所含む）又は地震等により、管理対象仮置場等の状態に変化が生じる恐れがある場合に、速やかに仮置場の点検を行う。

## ②管理対象仮置場等の環境モニタリング

管理対象仮置場等について、除染関係ガイドラインに従って、空間線量率、地下水及び浸出水の放射能濃度の項目を測定する。

- 空間線量率

⇒週に1度測定する。測定地点は仮置場1か所当たり原則5地点とし、調査職員と協議の上決定した同一地点で毎回測定を行う。

- 地下水及び浸出水の放射能濃度

⇒月に1度地下水及び浸出水の放射能濃度を測定する。測定が不可能な場合は必要に応じて調査職員と協議の上、指示に従う。

### ③管理対象仮置場等の環境整備

巡回点検に支障となる年4回の草刈り、堆積物の除去、フェンスへの付着物の除去等の環境整備を行う。  
また、住民からの要望などの理由による草刈りを実施する。

### ④管理対象仮置場等の異常や災害等への応急対応等

管理対象仮置場等の異常や災害等への応急対応等を行うために必要な体制を構築し、「災害協定」を締結する。

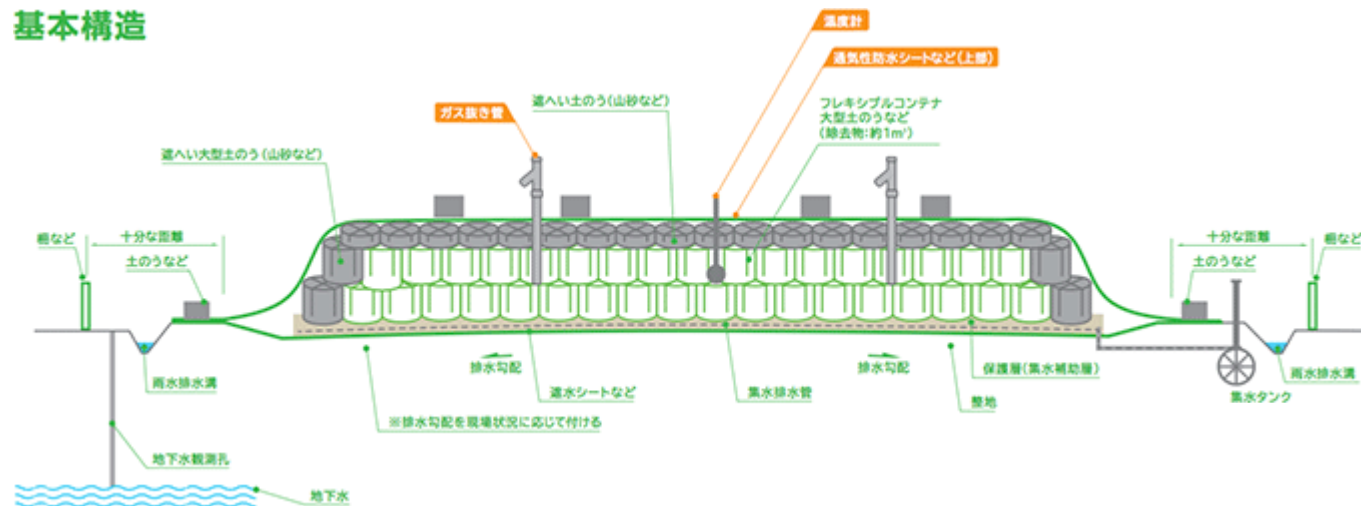
### ⑤浸出水の汲み出し及び排水

仮置場等の山の浸出水については、集水タンクの浸出水が汲み出し判断水位以上となった場合は汲み出し、放射能濃度が管理値を下回っていることを確認し排水する。

## 【可燃物の場合】



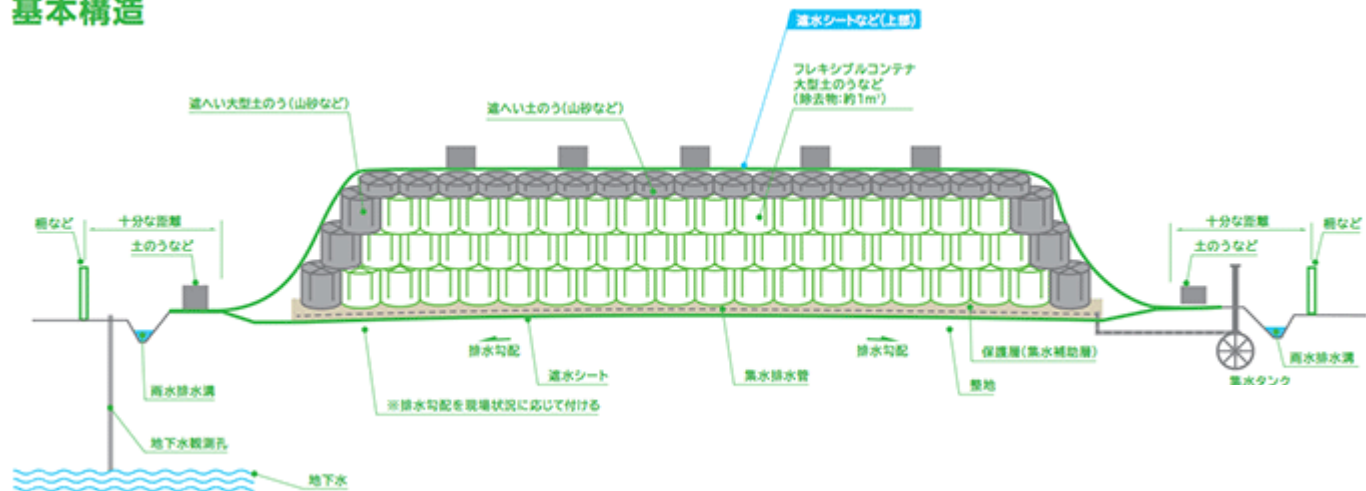
### 基本構造



## 【不燃物の場合】

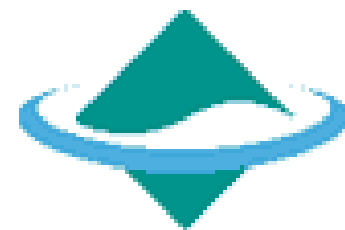


### 基本構造



平成28年度 資料4-②  
発注者支援業務に関する説明会  
「仮置場等に係る調査検討及び  
設計支援等業務」について

環境省 福島環境再生事務所  
除染対策第三課



# 資料構成

1. 業務概要
2. 業務内容



# 1. 業務概要

## 業務の目的

本業務は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、環境省では平成24年度以降、除染特別地域を対象に先行除染及び本格除染を実施してきたところである。

これら除染に伴って発生した土壌・廃棄物（以下、「除去土壌等」という。）は、仮置場及び現場一時保管施設（以下、「仮置場等」という。）に保管することとしている。

除染特別地域内の平成27年9月30日時点における管理中の仮置場等の数は88箇所であるが、本格除染の進行とともに数量増が見込まれ、また年数経過に伴い仮置場等の保安上のリスク増大が懸念されるところである。

さらに、中間貯蔵施設や仮設焼却施設への除染土壌等の搬出も始まり、そのための課題の整理及び改善処理、搬出後の土地の原状回復について検討する必要性が生じている。

本業務では、「平成26年度及び平成27年度仮置場に係る調査検討及び設計支援等業務」（以下、「過年度業務」という。）に引き続き、既存の仮置場について、年数経過等に伴う懸案事項を把握し、その改善手法を検討するとともに、搬出時や原状回復時の配慮事項等について検討する。

さらには、過年度業務においてそれらを体系化したものを見直して新設仮置場の設計に反映するとともに、有識者による検討会を開催し、検討内容について技術的支援を得ることを目的とする。

## 業務の内容

- ①仮置場等に係る情報の整理・分析・管理
- ②仮置場等における要注意事象の発生原因の特定及び改善手法検討
- ③改善措置に係る調査・測量・実施設計業務への支援
- ④仮置場の構造・工法・管理方法の検討
- ⑤新設仮置場等の事前調査及び設計内容の照査支援
- ⑥仮置場等からの除去土壌等の搬出方法及び搬出に伴う必要措置の検討
- ⑦仮置場等の原形復旧方法の検討
- ⑧検討会の実施

## 2. 業務内容

「除染関係ガイドライン」(平成26年12月環境省)第3編「除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン第2版追補」、第4編「除去土壌の保管に係るガイドライン」及び別途調査職員が指示する事項に基づき、調査検討及び設計業務への支援を行うものとする。

### ①仮置場に係る情報の整理・分析・管理

- ・受注者は、管理されている仮置場等における現場情報（以下「仮置場管理情報」という。）を、集約・整理する。本項目の対象とする仮置場等は別途管理業務に示すとおりであり、整理すべき仮置場管理情報（要整理事項）は別に示すとおりとする。

なお、仮置場管理情報は毎週1回、発注者もしくは仮置場等の管理を請負う別業務（仮置場等管理業務5件）の受注者から送付する。

整理に際し、仮置場等の適正管理、安全確保を図る上で注意を要する事象（以下「要注意事象」という。）を抽出する。

## ②仮置場等における要注意事象の発生原因の特定及び改善手法検討

- ・仮置場等において、前述の①に関する内容が確認された要注意事象発生箇所について、過年度業務を参考にその発生原因を特定ないし推定するとともに、改善・補修が必要な箇所を抽出し、改善・補修の手法を検討する。（5手法程度を想定）

さらに、要注意事象の発生回避、改善手法の標準化に係る検討を行う。

本項目における検討結果のうち、調査職員が指示するものについて、⑧で設置する検討会に諮る。

### (1)資料解析による不具合原因の特定及び改善要否の判断

仮置場等について、平成28年度仮置場等管理業務等の関連業務の受注者から得られる情報、過年度の仮置場等管理業務報告書等の貸与資料をもとに、要注意事象の発生状況を確認した上で、発生原因の分析を行うとともに、補修や原因除去等の改善措置が必要と考えられる箇所を抽出する。

また、要注意事象の状況及び原因分析結果は、①において整理を行う仮置場管理情報と併せて記録するものとする。

## (2)改善手法の検討

(1)で改善措置が必要と判断された箇所について、最適かつ具体的な改善手法を検討する。

## (3)管理状況・状態の調査

(1)、(2)において、仮置場等の要注意事象の発生原因分析、改善措置の要否判断、改善手法の検討を行うための材料が不十分な場合は、必要に応じて、調査職員と協議の上、現地調査を実施するものとする。現地調査においては、今後に想定される要注意事象について配慮するとともに、ガス濃度、浸出水の水質確認等を可能な範囲で測定する。

また、通気性防水シートの劣化状況を把握するために、実際に仮置場で使用され3年程度が経過し、搬出等で今後使用予定のないの通気性防水シートを対象に、

次表に示す健全性確認試験を実施し、現在の状態（強度、耐水度等）を確認する。この試験結果をもとに、通気性防水シートの状態を判断し、今後の対応の必要性を検討していく。

なお、健全性確認試験に係る経費は当初見込んでいないことから契約変更の対象とする。

項目	内容
サンプル採取仮置場	シートの劣化状況等を踏まえて選定
サンプル種類	気中部、水中部（引張部）
サンプル数	各3サンプル程度
試験項目	引張強さ（縦・横）、伸び率（縦・横）、貫入抵抗、耐水度、接合部引張り強さ
追加試験	使用3年よりさらに年月が経過した状態のサンプルで同様の試験を行う。



### ③改善措置に係る調査・測量・実施設計業務への支援

- ・②において改善措置が必要と認められ改善手法を検討した管理中仮置場等について、改善措置に係る具体的な工事（以下「改善工事」という。）を行う上での基礎資料を得るために必要な調査・測量・実施設計は、別業務で行うこととしており、本業務ではこれらの業務に対する支援を行うことを基本とする。

なお、調査・測量・実施設計及び業務への支援は、原則として環境省策定「除染関係ガイドライン」第4編「除去土壌の保管に係るガイドライン」及び別途調査職員が指示する事項に基づき実施するものとするが、それらに抛り難い場合は、調査職員に理由を説明の上、協議を行うものとする。

## (1)現場条件の確認調査及び改善措置の手法選定

受注者は、発注者から貸与する資料に加え、現場条件の確認調査を行い、改善措置の対象範囲を特定し、改善手法を選定する。（5箇所程度を想定）

改善手法は現場条件に応じて、不具合箇所の補修、仮置場等設備の増補又は構造変更、不具合の原因除去等を使い分ける。

本業務では、手法選定に伴う調査業務の内容について、発注者並びに業務受注者と打合せを行うものとする。確認調査において、土地の掘削・形状変更を伴う行為（地質条件や地下水の分布を把握するためのボーリング調査・トレンチ調査等）、又は対象仮置場等の形状変更を伴う行為（上部シート of 撤去、遮へい土のうの移動等）が必要な場合は、調査職員と協議の上、対応を決定するものとする。

## (2) 管理中仮置場等の測定の必要性確認

対象とする仮置場等について、測定の必要性を発注者貸与資料の内容（測定図面の有無・精度）と、計画される改善措置の内容に基づき、対象仮置場等ごとに調査職員と協議の上で判断し、本業務では、測定業務の内容について、発注者並びに業務受注者と打合せを行うものとする。（本業務では測定の内容を発注者と協議して決定し、測定は別業務で実施する。）

## (3) 改善措置の実設計支援

(1)の結果に基づき、発注者貸与資料（対象仮置場等の設計図面、施工出来形図面等）と(2)によって測定の必要性が確認された仮置場等の測定結果成果（測定は原則別途発注するものとする。）を基図とし、改善措置の施工に係る実設計支援を行う。

改善措置を加える箇所や施工方法については、具体的に明示した設計図書を作成し、実施設計業務の内容について、発注者並びに業務受注者と打合せを行うものとする。

#### ④仮置場の構造・工法・管理方法の検討

・過年度業務及び②の結果を基礎とし、必要に応じて①及び③の結果を加味して、要注意事象の発生を未然防止するために標準化すべき、仮置場等の構造・工法・管理方法を検討する。管理方法の検討に際しては、仮置場の設置時期、保管物の種類等に配慮するものとするとともに、中間貯蔵施設への搬出にも配慮したものとする。

なお、本項目の検討結果は、⑧で設置する検討会に諮るものとする。

## ⑤新設仮置場等の事前調査及び設計内容の照査 支援

- ・仮置場等の増加に伴い、維持管理上のリスクの低減及び効率的・経済的な維持管理が要求されることから、調査職員が提示する仮置場等の候補地（以下、「仮置場候補地」という。）について、必要な調査（概査レベル）を行い、リスク等を抽出し、仮置場等の調査・設計に反映させる。また、搬出時の課題等を把握した結果についても調査・設計に反映させる。
- また、新規に施工が確定した仮置場等（以下、「新設仮置場等」という。）において、設計・施工段階におけるリスク等を抽出し、これら作業が適切に遂行され、仮置場等の出来形の品質確保が図れるように、別業務で行う精査レベルの調査計画の策定、実施設計業務に対する支援等を行う。

## (1) 仮置場候補地のリスク抽出

調査職員が示す仮置場候補地（5箇所程度を想定）について、標準的な工法に基づいた仮置場等を設置するに当たってのリスク等を抽出する。

調査精度は、 $1/5,000 \sim 1/25,000$ 縮尺（概査レベル）とし、調査職員が提示する既存資料の解析、現地調査により、リスク等を抽出する。

本作業の結果は、仮置場等としての適否判断材料に供するものであるため、調査職員の求めに応じて速やかに作業を遂行し、結果を報告しなければならない。

## (2) 新設仮置場等の調査内容の決定

(1)の仮置場候補地のうち、条件が明らかに不適切と判断された箇所を除いて、設計・施工に先立って、(1)の結果に基づき、実施設計を行う上で必要となる精査レベルの調査内容（ボーリング調査、原位置試験等）を決定し、随時調査

職員に報告するものとする。

### (3)設計図及び施工計画の照査支援

新設仮置場等において別業務（別途発注する測量・設計業務または工事）によって作成する各種設計図面や施工計画等について（調査職員が提示する）、(1)～(2)の結果も勘案しつつ、施工に支障を来たさない精度を満たしているか否かを、調査職員からの指示に応じて、照査支援を行う。

## ⑥仮置等からの除去土壌等の搬出方法及び搬出に伴う必要措置の検討

- ・ 仮置場等に保管されている除去土壌等を中間貯蔵施設に安全かつ効率的に運搬するための仮置場等の基礎的情報の整理、搬出に係る基本設計を行う。

本項目における検討結果のうち、調査職員が指示するものについて、⑧で設置する検討会に諮る。

(1)仮置場等の搬出事例に係る基礎的情報の収集・整理及び搬出における配慮事項の見直し

調査職員が指示する仮置場（5箇所程度）について、発注者側からの貸与資料により、基礎的情報を収集・整理し、確認・記載する。

なお、発注者側からの貸与資料に記録されていない事項、疑義を伴う事項については、現地において確認し補完する。



また、実際に仮置場・現場保管施設からの搬出が行われる際は、必要な現地確認を行って搬出状況を観察し、課題等があれば抽出する。（パイロット輸送の搬出における課題等事例を含む）

さらに、過年度業務で作成した仮置場等からの除去土壌等の搬出における配慮事項の見直しを行う。

## (2) 搬出方法の基本設計

基本設計の検討対象とする仮置場等は、早期に搬出が必要な箇所とし、具体的な位置は、保管物・保管方法・保管容器の種類、遮水シートの設置有無と種類、仮置場の地形、周辺道路の有無等による類型及び必要に応じ調査職員が追加する類型に合致した箇所を数種類に類型化を行った上で検討を行うこととし、調査職員から指示するものとする。

（10箇所程度を想定）

検討に当たって、発注者が貸与する基礎的情報に加え、仮置場等の敷地の平面的形状、構造・工法、配置、周辺の地形、避難指示区域等の土地利用状況、保管物の状況等の条件を考慮しつつ、技術的見地から、中間貯蔵施設の受入、全数管理にも配慮して、効率的な搬出方法を検討する（搬出に伴う仮設計画を含む）。また、別途予定する中間貯蔵への除去土壌等の輸送に係る検討状況も把握した上で検討する。

検討に際し、搬出車両に積まれる保管物の種類・線量が搬出時点において明確であり、かつ車両周囲の線量が「除染関係ガイドライン（第2版）」に定める条件を満たさなければならぬことに留意する。

また、搬出に用いる重機・車両は、想定し得る最大規模のものとする（原則として25 t 級クレーン、10 t ダンプを使用）。更に、仮置場撤去時に発生する浸出水にも配慮する。現地確認においては、ルート、幅員、周辺住居の有無・位置、車両の走行状況、搬出時の作業エリアの有無等についても確認する。

検討結果を踏まえて仮置場等からの除去土壌等の搬出方法及び搬出に伴う必要措置の考え方、当該搬出方法によりどの程度の保管物が搬出可能と見込まれるのかといった定量的な検証も併せて実施する。

検討対象の仮置場等については、検討結果に基づく仮設計画を示す設計図面等の作成、搬出作業の工事数量の算出を行う。

## ⑦仮置場等の原状回復方法の検討

検討対象とする仮置場等は、搬出手法の基本設計を行う仮置場と同一とし、現地確認を行って、地形・湧水等の状況を確認するとともに、空間線量率を測定し、原状回復後の追加被ばくの可能性を確認する。対象仮置場の中に未除染地がある場合は、除染の実施について検討する。

仮置場等に保管されている除去土壌等が搬出された後は、周辺環境に影響がないよう原状回復（仮置場施工前に近い状態に復旧する工事）を行った上で、土地所有者に返却する必要があるため、原状回復の基本設計（モニタリング計画含む）を行う。

また、検討に際しては、放射性物質以外の環境調査項目についても配慮するとともに、林地開発、土砂流出等に対する措置も考慮する。

なお、検討結果に基づく原状回復計画を示す設計図面等の作成支援、原状回復の工事数量の算出を行う。  
また、本項目における検討結果のうち、調査職員が指示するものについて、⑧で設置する検討会に諮るものとする。

## ⑧検討会の実施

②、④、⑥及び⑦において、「⑧で設置する検討会に諮るものとする」とした事項について、有識者から意見を募り、解析・取りまとめ等の方針決定、結果の評価等において技術面の支援を得ることを目的として、有識者7名からなる検討会を設置し、実施・運営を行う。検討会は3回を想定し、開催時期は、7月、10月及び翌年2月開催を予定している。

### (1)検討会の設置

②、④、⑥及び⑦の実施方針、想定される取りまとめ方向を念頭に、有識者検討会を設置し、開催計画を策定する。

有識者検討会の設置、開催計画の策定に当たっては、

調査職員と協議の上、以下 1) ～ 3) の事項を明確化しなければならない。

1) 検討すべき課題：検討会に諮る課題は以下のとおりとする。

ア．仮置場等の改善に関すること。

イ．仮置場等の構造・工法・管理方法に関すること。

ウ．仮置場等からの搬出に関すること。

エ．仮置場等の原状回復に関すること。

オ．その他検討会に諮る必要のある課題。

2) 検討会を構成する有識者の選定：1) に応じた分野の専門家であり、各構成員の役割が明確であること。なお、選定に当たっては、調査職員との協議を必要とする。

3) 開催時期、開催回数：1) の課題に係る作業工程に適合した時期、回数であること。なお、発注者側の

事情により、時期・回数の変更を指示する場合がある。

## (2) 検討会資料の作成

検討会に諮るべき課題について、調査・解析・検討等の経緯及び結果を集約し、検討会における説明資料として取りまとめる。

資料の構成及び体裁については、調査職員の指示に従うこと。

## (3) 検討結果の取りまとめ等

個々の検討会の開催後、速やかに以下2点の作業を実施し、その結果について調査職員に確認を求めるものとする。

- ・ 検討結果の取りまとめ（検討要旨、議事録の作成）
- ・ 検討結果に基づく②、④、⑥及び⑦の業務実施方針、取りまとめ方針等の見直し



#### (4)関係者への事前説明等

検討会の開催に先立ち、調査職員が指定する関係者（座長想定者等）に対し、(2)で作成する資料の内容を事前説明する。

その上で、関係者との質疑応答結果を反映し、資料の加筆・修正を行う。

#### (5)検討会の開催に係る事務

検討会を構成する有識者への委嘱、検討会出席予定者の日程調整、会場の確保、外部有識者に対する謝金・旅費等の支払等の事務を行う。

[日時] 平成27年12月16日(水)  
[場所] 再生事務所4F大会議室

## 資料5

# 平成28年度 災害廃棄物等関係 発注者支援業務について

この資料は、福島環境再生事務所ホームページ

(<http://tohoku.env.go.jp/fukushima/>) に掲載します。

この資料は、平成27年12月16日時点の予定をお示したものです。

大きく内容が変更となる場合があります。

また短時間で御理解いただきやすいように、説明や適応される条件等を簡略・省略しております。

内容については、必ず発注公告時の設計図書にて御確認下さい。

環境省 福島環境再生事務所  
放射能汚染廃棄物対策第一課

# 1. 発注予定業務

区分	業務区分	業務実施期間
発注者支援業務	①監督職員等支援業務	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日

## 【発注業務種別と件数】

### ①監督職員等支援業務

内容：委託監督員

件数：2件（直轄エリアの北部及び南部）

# 2. 管理技術者の資格

発注予定業務	資格要件（下記のいずれかとする）
①監督職員等支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（次のいずれか：建設（全選択科目）、衛生工学（廃棄物管理）又は総合技術監理部門（「建設部門」又は「廃棄物管理」とする者に限る。））</li> <li>・1級土木施工管理技士</li> <li>・1級建築施工管理技士</li> <li>・RCCM（技術士と同等の部門）</li> </ul>

### 3. 担当技術者の資格

発注予定業務	資格要件
①監督職員等支援業務	管理技術者の要件に加え、以下の資格保有者も可とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・技術士補（技術士と同様の部門に限る）</li><li>・2級建築士</li><li>・2級土木施工管理技士</li><li>・2級建築（種別：建築に限る）施工管理技士</li></ul>

## 4. 総合評価

○以下の場合、総合評価において優位に評価する。

1) 配置予定技術者（管理及び担当）の実績

- 同種又は類似業務の実績を有する
- 地域事情に精通する

2) 技術提案

- 災害廃棄物処理等の経験に基づく提案で、当該業務に的確に応用していると判断された場合

3) 地域配慮

- 建設コンサルタント業に登録され、福島県内に本社、支社又は営業所を有する。

## 5. 発注予定業務の詳細

### ① 監督職員等支援業務

#### 業務の目的

- ・ 災害廃棄物に関連する業務及び工事の監督職員が円滑かつ的確に契約事項の履行確認ができ、それらの受注者が安全に施工できるよう職員を支援する。

#### 対象業務及び工事

- ・ 家屋解体工事
- ・ 廃棄物仮置場造成及び撤去工事
- ・ 災害廃棄物の収集、運搬、処分 等

# ① 監督職員等支援業務

## 業務内容

それぞれの業務又は工事に対して

- ・ 現場立会による各種工程の確認
- ・ 業務等受注者作成資料の確認、調査、精査
- ・ 設計変更のための資料作成の支援
- ・ 現場立会による安全管理状況の確認支援等

# ① 監督職員等支援業務

## 発注

- 直轄エリア内を南北に分割
- 計2業務

## 業務実施期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日



# ① 監督職員等支援業務

## 実施体制（南北それぞれ）

○ 執務場所（業務拠点）の設置　： 1箇所

- 担当技術者の常駐を求める
- 受注後、速やかに業務体制の準備できる
- 再生事務所又は所管支所へ行くことができる

○ 体制

- ・ 管理技術者　： 1名
- ・ 担当技術者　： 15名程度
  - 1人3件程度を担当